

第4号議案

令和3年度滋賀県教科用図書選定審議会に対する諮問について

令和3年度滋賀県教科用図書選定審議会へ次のとおり諮問する。

令和3年4月9日

滋賀県教育委員会

---

別紙のとおり

## 別記

### 諮 問 事 項

- 1 令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める採択基準と選定に必要な資料（新たに発行される教科用図書用）について、御意見を賜りたい。
- 2 令和4年度に小学校および中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める採択基準と選定に必要な資料について、御意見を賜りたい。
- 3 令和4年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書（種目 社会（歴史的分野）に限る）を採択するための基本方針について、御意見を賜りたい。
- 4 令和4年度に滋賀県立特別支援学校小・中学部において使用する教科用図書を採択するための基本方針について、御意見を賜りたい。
- 5 審議会委員の任期満了後に、絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて、御意見を賜りたい。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(抄)

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：令和元年六月十四日法律第三七号

(教科用図書の無償給付)

### 第三条

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

(都道府県の教育委員会の任務)

### 第十条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

### 第十一条

都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

### 第十二条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

### 第十三条

都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

#### 第十四条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

#### 第十五条

市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

（昭和三十九年二月三日政令第十四号）

最終改正：令和元年九月十一日政令第九十七号

（教科用図書選定審議会の設置期間）

#### 第七条

教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

#### 第八条

選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

#### 第九条

選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

#### 第十条

前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択の時期）

#### 第十四条

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（同一教科用図書を採択する期間）

#### 第十五条

法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十九年二月十四日政令第二号）  
最終改正：令和元年九月十三日政令第十四号

（同一教科用図書の採択の特例）

### 第六条

法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

3 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

## 学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）  
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十四号

### 附 則（抄）

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### （参考）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

## 滋賀県教科用図書選定審議会の定数に関する条例

昭和 39 年 3 月 31 日滋賀県条例第 29 号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく滋賀県教科用図書選定審議会委員の定数は、15 人とする。

付 則 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

# 滋賀県教科用図書選定審議会規則

昭和 39 年 4 月 1 日滋賀県教育委員会規則第 7 号

(委員の任期)

第 1 条 委員の任期は、毎年度 8 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 2 条 滋賀県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長各 1 名をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選による。

3 会長および副会長の任期は、毎年度 8 月 31 日までとする。

4 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

第 4 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第 5 条 会議の議決は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第 6 条 審議会に専門の事項を調査させるため、専門調査員（以下「調査員」という。）をおく。

2 調査員は、教科用図書についての専門的知識を有するものから滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。ただし、教科利用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、調査員となることができない。

3 調査員の任期は、毎年度 8 月 31 日までとする。ただし、調査員が欠けた場合における補欠調査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成 14 年度における委員、会長および副会長の任期は、第 1 条および第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 14 年 11 月 30 日までとする。

付 則（平成 14 年教委規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

【別記】検定・採択の周期



年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎	a			◎				
	採 択	▲	△	△	b			△			
	使用開始		●	○	○	c			○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎				◎
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

a,b,c：自由社の「新しい歴史教科書」にかかる検定年度、採択年度、使用開始年度

※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

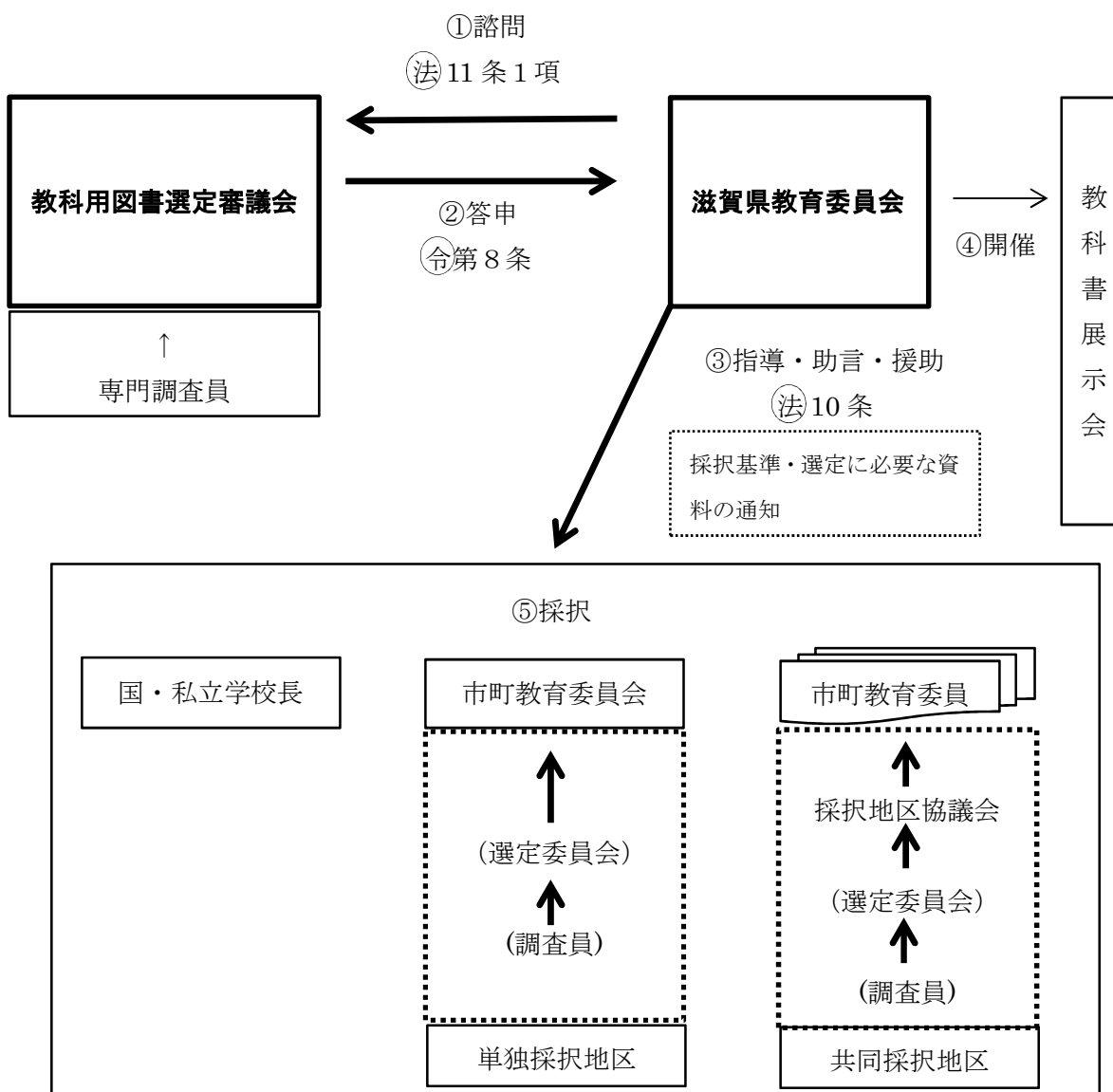
※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

- (1) 令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことが可能である。都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行う必要がある。
- (2) 特別支援学級、特別支援学校の小・中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択行為は毎年必要である。



## 義務教育諸学校用教科用図書の採択の仕組み

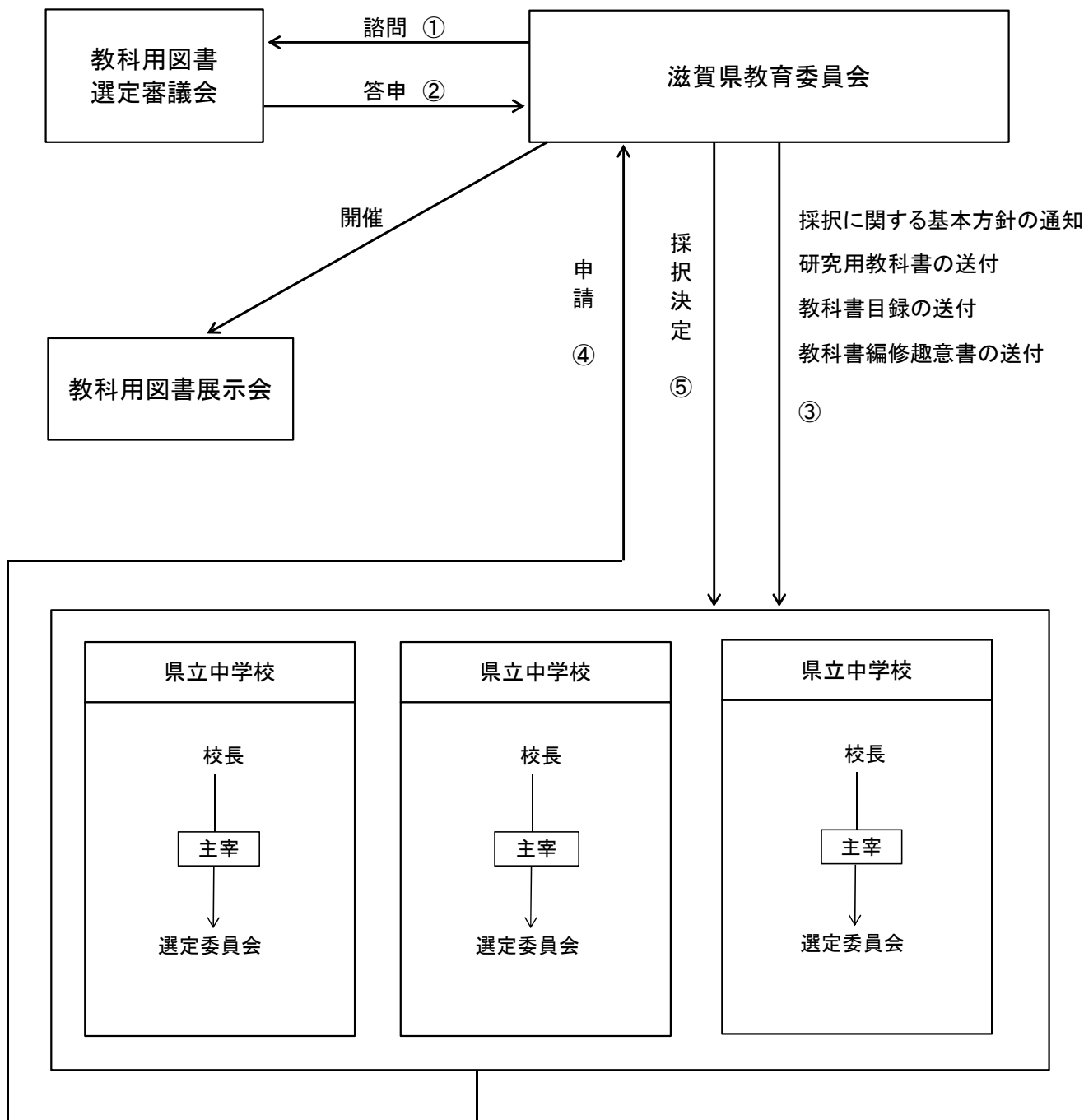


⑥ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

⑦ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

注 県立の義務教育諸学校を除く

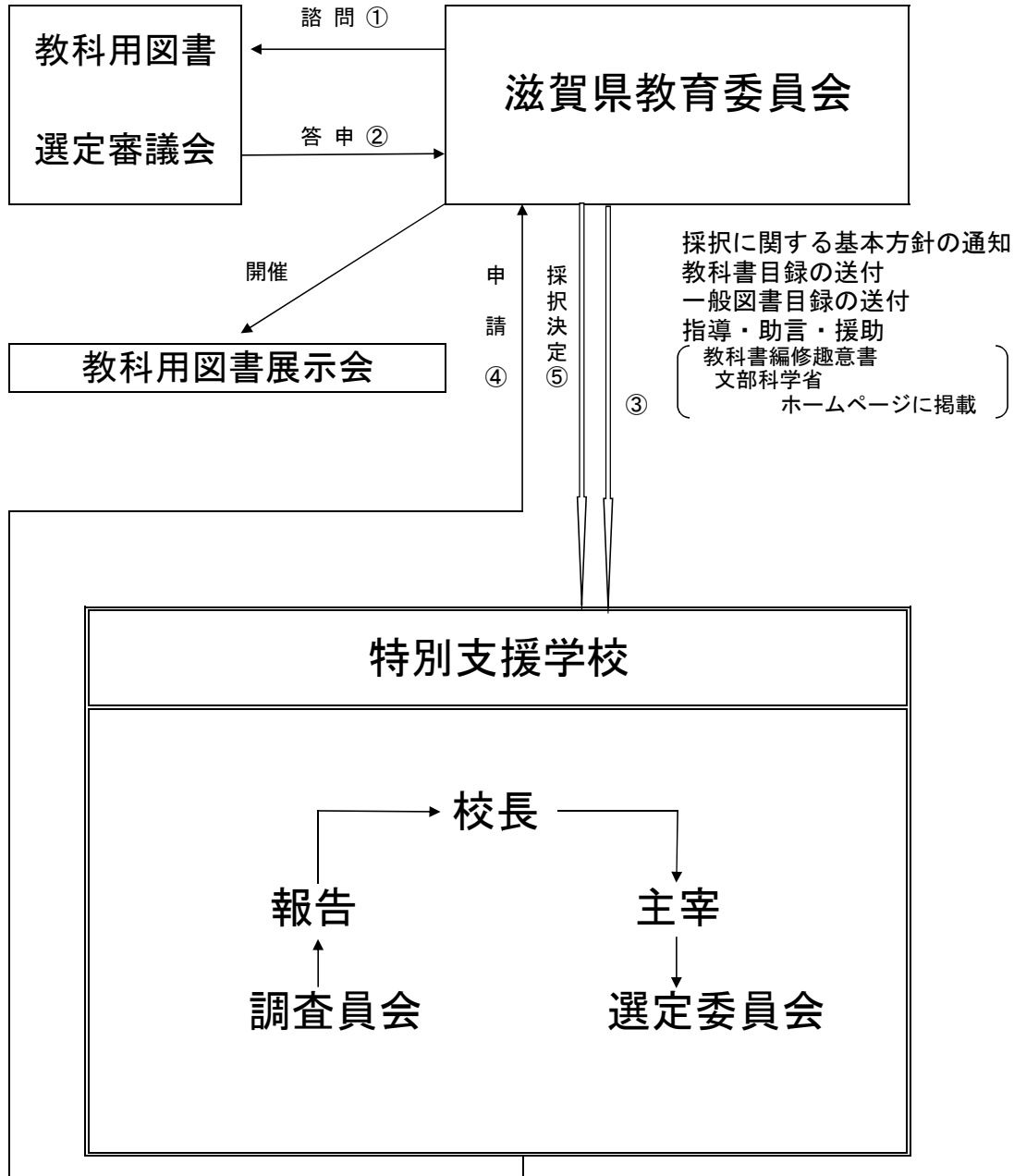
# 滋賀県立中学校 令和3年度使用教科用図書採択の仕組み



- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条

## 滋賀県立特別支援学校小学部および中学部 教科用図書採択の仕組み

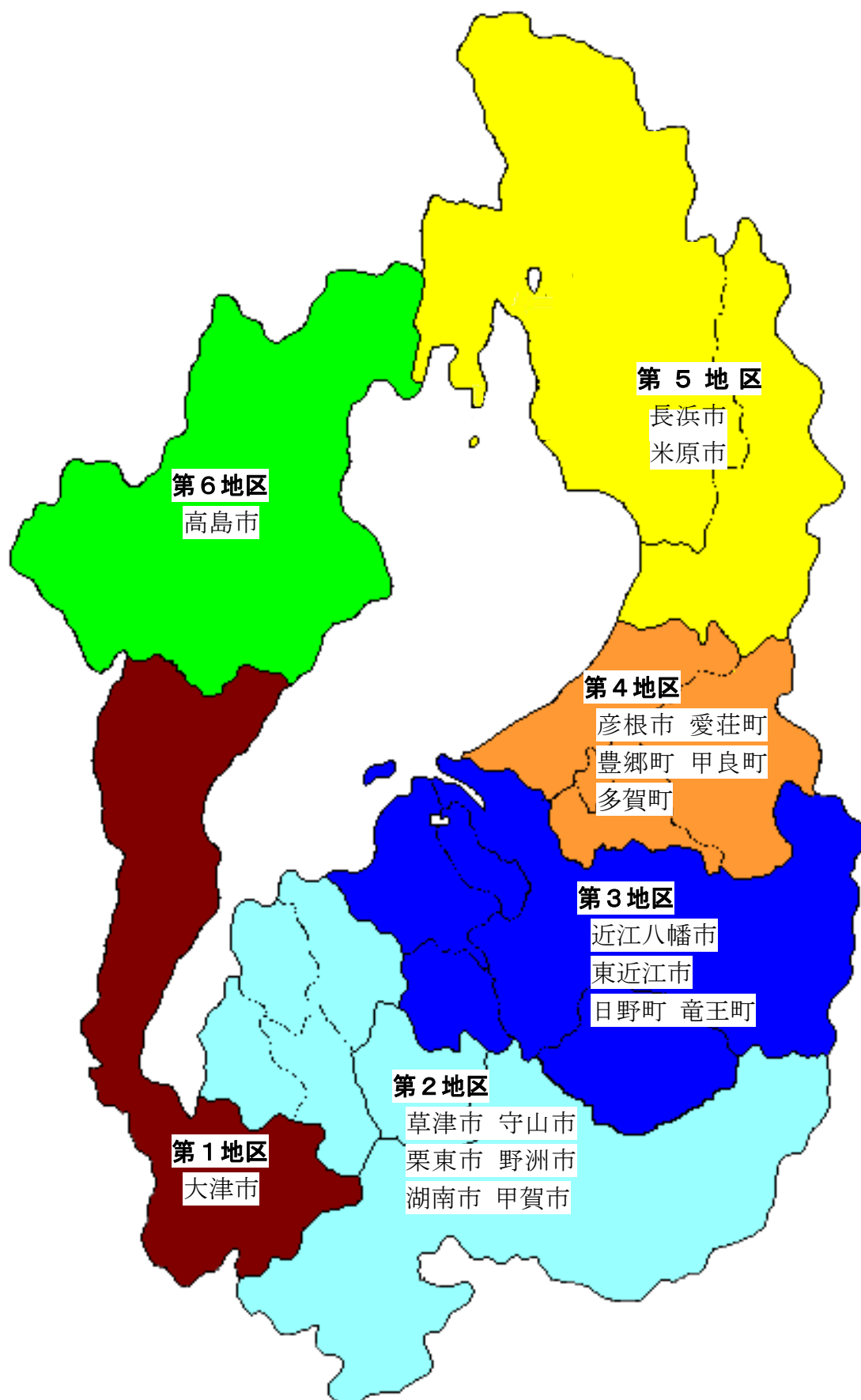


- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条

## 令和3年度 教科用図書採択スケジュール（案）

	国・私・市町立		県立	
	中学校	特別支援学級 (小・中)	中学校	県立特別支援学校 (小・中)
3月	教育委員会① ・教科用図書選定審議会委員の選任			
4月	・教科用図書選定審議会委員の選定にかかる臨時代理			
	教育委員会② ・教科用図書選定審議会委員の選任にかかる臨時代理の承認 ・教科用図書選定審議会へ諮問する事項の決定 ・（委員が欠けた場合の補欠委員の選任）			
	第1回選定審議会 諮問内容について			
	・採択基準について		・基本方針について	
	・選定に必要な資料（観点の内容等）について			
諮問に対する第一次答申（採択基準、基本方針、選定に必要な資料（観点の内容等））				
5月	教育委員会③ 第一次答申を受けて、採択基準、基本方針、選定に必要な資料（観点の内容等）を決定			
	□市町教育委員会に、採択基準、選定に必要な資料（観点の内容等）を通知			
	専門調査委員会の開催	⋮	・選定に必要な資料の作成	
6月	第2回選定審議会			
	・選定に必要な資料について			
	諮問に対する第二次答申（選定に必要な資料について）			
	教育委員会④ 第二次答申を受けて、選定に必要な資料を決定			
	□各市町教育委員会に、教科用図書の選定に必要な資料を通知		□各校で選定を行うための基本方針、選定に必要な資料を示し、採択に係る選定を実施するよう指示	
8月	教育委員会⑤ 各校からの選定結果の申請を受けて採択			



## 滋賀県立高等学校教科用図書採択の仕組み

